

賃料及び更新料の組合費負担は

**元JR東労組水戸地本委員長
組合費私物化事件**

社宅清掃にできないから!?

元JR東労組水戸地本委員長組合費私物化事件で、驚くべき新たな証言が出てきました。何と！訴えた以外にも自分の住居の賃料を組合費で負担させていたということが明らかになりました。

□被告からの主張

- ① 1998年から水戸地本の専従役員になり、社宅に単身赴任
- ② 地本書記長となり、業務が多忙となり、社宅の清掃等に参加できなくなる。
- ③ 他の組合員から社宅行事に参加できないことに対して指摘を受ける。
- ④ このままでは信頼を失いかねず、社宅に居住し続けることは困難であった。
- ⑤ 2006年頃、社宅からアパートに転居



⑥ 「組合員からの信頼を失わず組合活動を円滑に進めるために転居することになった経緯から」賃料等約6万円の内、月4万3000円及び更新料については水戸地本の負担とすることが水戸地本執行委員会で決定された。この負担は2011年3月頃まで続いた…

事実を組合員に伝え、分裂組合の犯罪性を暴こう!